



訴 状

平成22年7月9日

札幌地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 前 田 尚 一
同

〒0

32番

原 告

〒060-0061

札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階

前田尚一法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 前 田 尚 一

電 話 011-261-6234

FAX 011-261-6241

〒100-0000

東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 千 葉 景 子

国家賠償請求事件

訴訟物の価額	2100万0000円
ちょう用印紙額	8万3000円
送達料	4000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金2100万0000円及びこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第2 事件の概要

- 1 本件は、特定フィブリノゲン製剤若しくは特定血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を
受けたことによりC型肝炎に罹患した原告が、被告に対し国家賠償責任を追及す
るとともに、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC
型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」（以下「新
法」という。）4条所定の確定判決と同一の効力を有する判断を得ることを目的
とした訴訟である。

もつとも、原告としては、現況では、言うまでもなく、後者にこそ主眼がある。

すなわち、特定フィブリノゲン製剤によるC型肝炎感染被害者の救済について、
平成20年1月11日第168回国会において新法が成立した。

新法の前文には「現行法制の下で法的責任の存否を争う訴訟による解決を図ろ
うとすれば、さらに長期間を要することが見込まれている・・・我々は、人道的

観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。しかしながら、現行法制の下でこれらの製剤による感染被害者の方々の一律救済の要請にこたえるには、司法上も行政上も限界があることから、立法による解決を図ることとし」と明記されている。

そして、被告（厚生労働大臣）と薬害肝炎全国原告団・弁護団との間で平成20年1月15日付け基本合意書が締結されており、原告としても、これに基づく和解が早期に成立することを期待するものである。

2 なお、原告は、カルテ等が廃棄されていることもあり、製剤使用について直接証拠に基づく立証が困難である。

しかしながら、薬害C型肝炎の被害の大半は、被害に遭ったのが10年以上前、事例によっては数十年前のことであり、現在までの間にカルテ等の直接証拠が廃棄されていたり、病院が廃院となったり、担当医の所在が不明であるなどして、有力な直接証拠を入手できないのが通常である。

新法は、訴訟という手段による解決を規定しているが、新法前文に記載されている薬害C型肝炎の被害者の早期救済という法の趣旨に鑑みれば、立証責任の形式的な分配により、カルテ等の直接証拠の不存在をもって、被害者の救済の道を閉ざすということは許されるべきではない。

裁判所においては、薬害C型肝炎の被害者の大半は有力な直接証拠を入手できない状態であるという事実をふまえて、適切な訴訟指揮を切に願う次第である。

また、被告においては、上記法の趣旨に従い、早急に下記の事実を認めるとともに、不足については、直接証拠が乏しい状態が通常であるという事実を配慮しながら、適宜具体的に釈明を求める等して、本件の早期解決に尽力されることを切に願う次第である。

以上のとおりであり、原告としては、本件を、御庁にて和解による解決に達した平成21年（ワ）第888号と同様、C型肝炎被害者について、新法に基づく

(以下略)